



# 青森県報

第十九[田]二十九[四] 平成十三[年]十月[一]十六[日] (金曜日)

田 次

規 則

- 青森県栄養士法施行細則の一部を改正する規則 (健康医療課) ... 1
- 青森県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則 (同) ... 1
- 青森県保健婦助産婦看護婦法施行細則の一部を改正する規則 (同) ... 1

正 誤

- 型式の検定適合遊技機 (生活安全課) ... 6

規 則

- 保安林の指定解除 (林政課) ... 1
- 右 同 (同) ... 1
- 道路の区域の変更 (道路課) ... 1
- 道路の供用の開始 (同) ... 1
- 都市計画事業計画の変更認可 (都市計画課) ... 1

青森県規則第八十九[四]

青森県知事 木村守男

青森県栄養士法施行細則の一括改訂に関する規則

青森県栄養士法施行細則(昭和四十四年[一]田青森県規則第八十九[四])の一部を次のとおりに改正する。

- 特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公示 (文化・スポーツ振興課) ... 4
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要 (経済振興課) ... 4
- 土地改良区の定款変更の認可 (農村整備課) ... 4
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示 (十木事務所) ... 4
- 田先機関
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示 (十木事務所) ... 4

「2 精神病又は伝染性の疾病の有無を証する医師の診断書」

3 戸籍謄本又は戸籍抄本

「2 戸籍謄本若しくは戸籍抄本若しくは住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は外国人登録証明書の写し」

とする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をこの日に公布する。

平成十三年十月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第八十四号

青森県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

青森県歯科技工士法施行細則（昭和三十一年一月青森県規則第五号）の一部を次の

よつて改正する。

第三条中「第七条第二項」を「第六条第二項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県保健婦助産婦看護婦法施行細則の一部を改正する規則をこの日に公布する。

平成十三年十月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第八十五号

青森県保健婦助産婦看護婦法施行細則の一部を改正する規則

青森県保健婦助産婦看護婦法施行細則（昭和四十一年八月青森県規則第四十二号）

の一部を次のよつて改正する。

第三条中「第十一條第一項」を「第十一條第一項」とする。

第一項及び第二項「目が見えない者、耳が聞こえない者、口がきけない者、精神病者、麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者又は伝染性の疾病にかかっている者」を「視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者」とする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県告示第五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第114号）第116条の1第一項の規定により、

次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十三年十月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

森林法（昭和二十六年法律第114号）第116条の1第一項の規定により、

次のとおり森林について保安林として指定された目的

千害の防備

保安林解除の理由

公共施設用地とするため

青森県告示第五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第114号）第116条の1第一項の規定により、  
次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十三年十月二十六日

青森県知事 木村守男

青森県告示第五百六十六号

## 一 保安林の所在場所

北津軽郡金木町大字喜良市字坂本五六の八五五、一二三六、一二四五、一二四六、一二七四、一二七七から一二八三まで

## 二 保安林として指定された目的

風害の防備

## 三 保安林解除の理由

道路用地とするため

番図 号面		種道 路 類の 名	路線名	変更の区間			前後別 敷地の幅員	前後別 敷地の延長	備考
2	1			前	後	前			
県道	県道	松木平撫牛 子停車場線	弘前市大字小比内五丁目四の二〇〇から 弘前市大字小比内五丁目四の二まで	一〇七・〇〇メートルから	一九・〇〇メートルまで	一一一・〇〇メートル	一一一・〇〇メートル	一一一・〇〇メートル	
石川百田線	弘前市大字堀越字宮本三六から 弘前市大字門外四丁目一四の四一まで	弘前市大字堀越字宮本三六から 弘前市大字門外四丁目一四の四一まで	一九・〇〇メートルから 一六・〇〇メートルまで	一一三・〇〇メートルから 一四・〇〇メートルまで	一九・〇〇メートルから 一六・〇〇メートルまで	一一三・〇〇メートル	一八〇・〇〇メートル	一一三・〇〇メートル	
				一五・〇〇メートルから 一六・〇〇メートルまで	二五・〇〇メートル	一三六・五〇メートル			

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり  
道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年十一月二十五日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十月二十六日

青森県知事 木村守男

青森県告示第五百六十七号

備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十月二十六日

青森県知事 木村守男

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり  
道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年十一月二十五日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	の供用開始日
県道 松木平 車場線 撫牛子停	弘前市大字小比内字狐森九の七から 外四丁目一四の四一まで	平成二十三年十月二十六日

## 青森県告示第五百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定により、七戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十三年十月十七日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十三年十月二十六日

青森県知事 木村守男

- 一 施行者の名称  
七戸町
- 二 都市計画事業の種類  
七戸都市計画下水道事業（七戸町公共下水道）
- 三 事業施行期間  
平成七年十月十八日から平成二十一年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分  
都市計画事業計画の変更認可（平成八年十月十八日青森県告示第六百六十七号）の事業地のうち、上北郡七戸町字貝ノ口、字上町野、字倉越、字町、字七戸及び字東上川原地内において事業地を変更し、字十役野、字蛇坂、字天王及び字城ノ後を加える。
  - 2 使用の部分  
都市計画事業計画の変更認可（平成八年十月十八日青森県告示第六百六十七号）の事業地のうち、上北郡七戸町字貝ノ口、字上町野、字倉越、字町、字七戸及び字東上川原地内において事業地を変更し、字十役野、字蛇坂、字天王及び字城ノ後を加える。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公表する。

平成十三年十月二十六日

青森県知事 木村守男

- 一 申請のあった年月日  
平成十三年十月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人上磯トランスポーター
- 三 代表者の氏名  
飯田聰

- 四 主たる事務所の所在地  
東津軽郡蟹田町大字蟹田字高銅屋三の八
- 五 定款に記載された目的  
本法人は、歩行困難な高齢者及び障害者が、気軽に外出できるように支援し、公共の福祉に貢献する事を目的とする。

## 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公表する。

平成十三年十月二十六日

青森県知事 木村守男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
三戸ショッピングセンター
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
1 イオン株式会社

2 代表取締役 岡田元也  
株式会社サンデー  
八戸市根城六丁目二の一〇  
代表取締役 田村圭三

三 意見の概要

当該届出店舗には周辺地域からかなりの自動車による来店客が予想されることから、周辺道路の交通渋滞や、歩行者を含めた来店客等の交通安全に対する十分な配慮が必要である。

届出書における来店客の駐車場への自動車の案内については、距離的・時間的に最短経路で移動したいという来店客の心理などから、案内経路どおり誘導できないことが懸念される。

その場合に、

- ① 県道三戸南部線（以下「県道」という。）から町道府金線（以下「町道」という。）への右折による来店自動車の増加
- ② 町道から県道への来店自動車の増加
- ③ 町道から国道4号線（以下「国道」という。）への右折による出店自動車の増加
- ④ 国道から町道への右折による来店自動車の増加

が見込まれる。

①②の場合は、県道と町道の交差点付近で交通量増加が見込まれるが、町道には未整備部分があり、道路幅が狭く歩道が整備されていないことから、交通渋滞や来店客等の交通安全が心配される。

③④の場合は、非常に見通しが悪く勾配の強い交差点なので、来店客等の交通安全、交通渋滞が心配される。

また、案内経路どおり誘導できたとしても、県道と町道の交差点付近では、道路幅が狭く、歩道が整備されていないことから、特に歩行者及び自転車による来店客等の交通安全が心配される。

したがって、道路管理者等関係者と協議の上、来店客への案内経路の周知・徹底

策、駐車場出入口の数及び位置の変更並びに歩行者及び自転車による来店客等の交通安全対策などを含めて、交通対策について再度検討してください。

四 意見書の縦覧

1 場所

2 青森県商工観光労働部経営振興課及び三戸町役場  
期間  
平成十三年十月二十六日から同年十一月二十六日まで

3 午前八時三十分から午後四時四十五分まで  
時間

ただし、三戸町役場にあっては、その執務時間内とする。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定により、長瀬堰土地改良区の定款の変更を平成十二年十月十八日認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成十三年十月二十六日

青森県知事 木村守男

出先機関

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十一号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十一條の規定により次のとおり公示する。

平成十三年十月二十六日

十和田土木事務所長 原田邦治

一 特定役務の名称及び数量

1 工事番号 十宮第一三一一二号

2 工事名 青森県立三沢航空科学館（仮称）新築工事

3 工事場所 三沢市大字三沢字北山地内

4 工種 建築一式工事

平成13年10月26日 金曜日

- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 1 名称 十和田土木事務所  
 2 所在地 十和田市西十二番町二〇の一二
- 三 契約の方法  
 一般競争入札

四 落札者の決定した日  
 平成十三年八月二十四日

五 落札者の名称及び住所  
 前田・田中・小坂特定建設工事共同企業体  
 前田建設工業株式会社  
 田中建設株式会社

六 落札金額  
 東京都千代田区富士見二丁目一〇の二六  
 十和田市東一番町二の五〇  
 株式会社小坂工務店

七 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者としたものである。  
 八 入札の公告を行った日  
 平成十三年六月二十五日

## 公安委員会

### 青森県公安委員会告示第五十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十三年十月二十六日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

遊技機の種類	型	式	名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR	あしたのジョーJ	奥村遊機株式会社	
CRキューティーHAN-SG	花満SV		株式会社ミズホ	
CR・ハッピーハッピーJ	株式会社ソフィア			
CRわんぱくパーク EX	株式会社平和			
CR熱血竜馬R	マルホン工業株式会社			
C R わいこう人魚伝説	株式会社藤商事			
セブンスナイパー	株式会社エース電研			
モンスター30	テクノコーチン株式会社			
ニトロ	株式会社エマ			
ロブスロッター	アイジーティージャパン株式会社			
フィーバーボンバー	株式会社ダイドー			
ルーツ	株式会社エイペックス			
スーパーボンバー	株式会社マツヤ商会			
キタチャンカントリー	株式会社北電子			

第一 平成 九三 一八〇 号一	發行年月 番号	
告 示	区分	
第五三五号	番号	
二	ページ	
下	段	
一六	行	
(「次のとおり」は、省略し、 備産部の関係書類を青森県に供する。 その他の部課及び総務部に於ける役場に於ける。) 備え置いて縦覧に供する。	五三九戸の三郡田子町大字相米字野月	誤
(「次の図及び「次のとおり」 は、省略し、その他の部課及び総務部に於ける役場に於ける。 田子町青森県農林水産部に於ける。) 備え置いて縦覧に供する。	三戸郡田子町大字相米字野月五九 の三戸郡田子町大字相米字野月五九 (次の図に示す部分に限る。)	正

正

誤

林政課